

社労士國本の一日子(笑～勝～翔)



1. 人は何のために働いているのか？

800人のビジネスパーソンを対象に調査

株式会社インテージから、「ビジネスパーソン意識調査」(仕事に対する意識調査)の結果が発表されています。

この調査は、今年2月上旬に関東(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)の20～59歳のビジネスパーソン男女800名を対象として行われました。

何のために働いているか？

まず、「あなたは、何のために働いているか」との質問では、

- ・回答の1位が「生活のため」(89.6%)
- ・2位が「お金を稼ぐため」(72.0%)
- ・3位が「自分を成長させるため」(31.4%)
- ・4位が「プライベートを充実させるため」(28.5%)
- ・5位が「自己実現のため」(18.6%)

でした。

今の仕事に満足しているか？

次に、「今の仕事に満足しているか」との質問では、「満足している」が10.6%、「やや満足している」が36.4%で、合わせて約半数の人が満足を感じているとの回答でした。

性別・年代別では、男性は40代、女性は30代と50代での満足度が高く、男性の20代は最も満足度が低い傾向がみられました。

転職したいと思っているか？

さらに、「今後、転職したいと思っているか」との質問では、「転職志向者」の合計(1年以内～いつかは転職したいの合計)は42.1%で、「今のところ転職するつもりはない」が49.4%でした。

性別・年代別にみると、「今のところ転職するつもりはない」が最も多いのは、女性の50代(72.0%)で、次いで男性の40代(57.0%)でした。

2. 「天引き貯蓄」制度を有効活用

資産形成の王道！

住宅購入や老後の準備などのため、将来を考えると様々なお金の準備が必要となります。そこでオススメなのが「天引き貯蓄」制度です。

毎月の給料が支給される段階で貯蓄額が自動的に差し引かれるため、「資産形成の王道」とも言われています。

3種類の財形貯蓄制度

天引き貯蓄の筆頭格は、厚生労働省が所管する「財形貯蓄制度」です。同省の調査によれば、社員数1,000人以上の大企業の約8割が従業員向けに実施しているということです。

財形貯蓄には「一般財形貯蓄（一般財形）」、「財形住宅貯蓄（住宅財形）」、「財形年金貯蓄（年金財形）」の3種類があります。預け先は、勤務先企業が契約する銀行の定期預金ですが、投資信託や生命保険などを選べる場合もあります。

それぞれにメリット

「一般財形」は3年以上積み立てることが条件ですが、開始から1年経てば目的を問わず引き出すことが可能です。ただし、預け先の銀行ATMから引き出せるわけではなく、会社での手続きが必要です。

一方、「住宅財形」と「年金財形」はそれぞれ「住宅資金」「老後資金」と目的がはっきりしています。原則として5年以上積み立てれば、利息などが非課税となる特典があります。

しかし、目的以外の理由で引き出すと、引き出しが行われた月から遡って5年間に生じた利息のすべてが20%の課税となるため注意が必要です。

独自の融資制度の利用も

財形貯蓄をすると、独自の融資制度を利用することも可能で、財形住宅融資（財形持家融資）では購入の他、増改築やリフォーム資金を借りることができます。返済期間は最長35年、金利は5年固定で、今年2月時点では年1.5%と、民間銀行より低い金利となっています。また、形式上は勤務先の社内融資になるため、年収などが融資審査で重視されず、銀行の住宅ローンは借りられなくても、財形融資は借りられる可能性があります。



3 . 長時間労働を防止する「勤務間インターバル制度」

どのような制度なのか？

大手企業を中心として、「勤務間インターバル制度」を導入する動きが広がっているそうです。あまり聞きなれない制度ですが、導入するとどのような効果があるのでしょうか。

EUが先駆的に導入

この「勤務間インターバル制度」は、「勤務間インターバル規制」とも言われるもので、従業員の方の仕事が終わってから次に仕事を始めるまでに、一定の休息を義務付ける制度のことです。

欧州連合（EU）では、この制度を先駆的に導入しています。具体的には、加盟国が法制化しており、加盟国の法律の基礎を定めた「EU労働時間指令」（1993年制定）により、「最低11時間の休息」を定めています。

これに従えば、原則として1日13時間以上は働くことができず、「週労働時間78時間以下（残業を含む）」と義務付けることになり、必然的に定時後の残業に規制がかかり、過度な長時間労働を防止する仕組みです。

日本での導入状況は？

日本でも、三菱重工業の労働組合が、今年の春闘において製造業としては初めて経営側に要求しており、NTTグループでも労使協議を始めているそうです。その他にも、大企業を中心として導入に前向きな企業が増えているそうです。

三菱重工業の労働組合では、「従業員がきちんと休息を取って健康が確保されれば、必ず生産活動にプラスになる」と主張しており、会社側も「長時間労働抑制、健康管理に寄与する制度としての要求として受け止めている」と話しています。

本格的に取り組む企業が増加するか

夜間・休日の仕事が多くなる通信工事の会社などでも、労使合意に基づく制度化が進んでいるようであり、今後、本格的に取り組む企業が増えていきそうです。

とはいえ、当面中小企業にとっては、遠い話でしょうが、近い将来、これが当たり前になる時代が来るかもしれませんね。

4 . 私の本棚より ~ 今月は、“もうひとつの幸せ論” です ~

今月御紹介するのは、小林正観さんの“もうひとつの幸せ論”です。この本は、私のお客様から貸していただきました。本当にありがとうございます。

この本には、生きていくうえで、とても大切なことが62項目書いてあります。その中でも、
・人間が生きる目的は、「喜ばれる存在になること」。他人と競ったり、比べたり、争ったりして、「1位」になるためにあるのではない
・人生は、努力するものでも、頑張るものでも、地位や名誉を手に入れるものでもなく、「楽しむもの」といった言葉が、今の私の心に響きました。



～所長のひとこと～自分にできる社会貢献を

この度の東北地方太平洋沖地震は、日本が地震列島なのだということを、つくづく痛感させられました。亡くなられた方の御冥福を、お祈りいたします。

さて、幸いにも無事な私は、こういった災害の度に、「何か自分にできることをしなければ!」と思ってしまいます。そこで今回は、郵便局を利用して義援金をお送りいたしました。その他にも、コンビニの募金箱に買い物のおつりを入れたりしています。ユニクロの柳井さんの寄附に比べれば、本当にわずかな額ですが、自分のできる範囲のことを行えば、充分ではないかと思えます。

そして更に大事なことは、地震に気持ちをフォーカスさせ過ぎないことだと思います。毎日のニュースを見ると、同じ国民として、やるせない気持ちにどうしてもなってしまいます。でもそれで、皆の気持ちが沈み過ぎてしまったら、経済もますます停滞してしまいます。

だから、悲しい気持ちを抱くと同時に、私達は日々の仕事を今まで通り、いや今まで以上に行っていくこと。これも、大切な社会貢献だと思うのです。

*この文章は、3月17日に作りました

社労士（企業労務よろず相談所・就業規則コンサルタント・助成金受給サポーター・年金アドバイザー）國本豊は、以下の業務を行うことで、地域の事業主様をサポートいたします！

（以下は顧問契約先へのフルサポートですが、単発の相談も喜んでお受けいたします）

・ **就業規則の作成**

（プロが作る就業規則です。会社の発展、社員の安心感につながる規則を作成します。法改正にも随時対応します）

・ **労働保険、社会保険手続き**

労働保険年度更新（7月） 社会保険算定基礎届（7月） 36協定作成届出（定時） 労災事故手続き
1年単位変形労働時間届（定時） 介護保険料変更、控除額お知らせ（3月） 雇用保険料率変更お知らせ（4月）

健康保険料、厚生年金保険料変更、控除額お知らせ（9月） 入社・退職社員様に関わる保険関係届
一括有期事業開始届提出（翌月10日まで） 年金相談 等

・ **情報発信、相談業務**

労働基準監督署の調査対応 御社に役立つ助成金情報があれば、ご提案します

土日朝夜問わず雇用に関するお困り事の電話、メール相談をします。もちろん、訪問相談もいたします

給与改定時ご連絡いただければ給与台帳を拝見し、社会保険料算出、月額変更等の確認をします

御社に役立つ有効情報をタイムリーに発信、ご提案します 毎月1回人事労務ニュースを持参（又は発送）します

お客様の喜び=私の喜び くにもとゆたか 國本豊 社会保険労務士事務所

〒742-0034 柳井市余田 1 3 1 0

TEL 0820 24 6886（外出中も転送をかけておりますので、ご遠慮なくお問い合わせ下さい）

FAX 0820 24 6886 ホームページ <http://k-sr.jp>

公的活動（山口商工会議所エキスパート登録。財団法人やまぐち産業振興財団専門家登録。

柳井商工会議所青年部所属。一般事業主行動計画 計画策定支援アドバイザー。柳井市倫理法人会会員）

講演、メディア出演等～KRYラジオ「おはようKRY」電話出演（平成20年3月）、FM山口「ザ・ムーブマン」に出演（平成21年11月）、柳井ライオンズクラブにて講演（平成22年11月）、柳井市倫理法人会モーニングセミナー講師（2回）

御相談、お待ちしております！

